

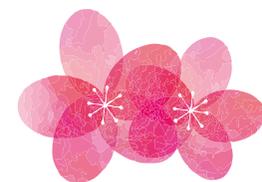
# 中根・金田台地区 (春風台・さくらの森・流星台)

土地の名称及び地番変更に伴う  
住所変更等の手続きについて

平成30年11月23日施行



つくば市



## はじめに

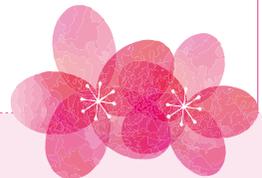
みなさまがお住まいの地域は、中根・金田台特定土地区画整理事業によって計画的に市街地整備が行われてきましたが、このたび、**平成30年11月23日（金）に、新しい町として土地の名称と地番が変更**になります。

この冊子は、上記により11月23日以降の住所はどのような表示方になるのか、また住所が変わることによる必要な手続きをまとめたものです。



# 目次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>1. 同封されている書類は</b> .....                    | <b>1</b>  |
| (1) 「土地の名称及び地番変更に伴う住所変更等の手続きについて」             |           |
| (2) 「住所の表示変更予定のお知らせ」                          |           |
| (3) 「住所の表示変更のお知らせ用はがき」                        |           |
| <b>2. 住所・本籍の表記方法は</b> .....                   | <b>2</b>  |
| (1) 住所の表し方                                    |           |
| (2) 本籍の表し方                                    |           |
| (3) 不動産の所在の表し方                                |           |
| <b>3. 土地の名称と地番変更後の手続きについて</b> .....           | <b>3</b>  |
| (1) 市が書き換えるもの                                 |           |
| (2) 法務局が書き換えるもの                               |           |
| (3) みなさまご自身で住所変更の手続きをするもの                     |           |
| (4) マイナンバーの通知カード及びマイナンバーカード（個人番号カード）についてのお知らせ |           |
| <b>4. その他</b> .....                           | <b>11</b> |
| (1) 自治会の区域について                                |           |
| (2) ごみの収集について                                 |           |
| (3) 郵便番号について                                  |           |
| (4) 投票所について                                   |           |
| (5) 学区について                                    |           |
| <b>巻末 新町名地番図</b> .....                        | <b>12</b> |



# 1. 同封されている書類は

(1) 「土地の名称及び地番変更に伴う住所変更等の手続きについて」

→みなさまが今ご覧になっているこの冊子です。

(2) 「住所の表示変更予定のお知らせ」

→みなさまの新しい住所をお知らせするものです。

**11月23日**からは、このお知らせによる住所が新しい住所となります。(変更証明書として使用せず、将来確認が必要な場合に備えて不動産等の書類と一緒に保管してください。)

(3) 「住所の表示変更のお知らせ用はがき」

→通信事務郵便はがきとは、記入はみなさまにお願いしておりますが、郵便物を正確に届けるために郵便局が差出人となり、ご親戚やご友人に新住所をお知らせするものです。住所変更の証明としては使用できません。日本郵便株式会社から提供された送料無料のはがきで、配布枚数は**1世帯あたり50枚**です。差出方法や記載方法などについては郵便局にお問い合わせください。

なお、配布枚数以上必要とされる方は、市役所市民窓口課にご連絡ください。

日本郵便株式会社筑波学園郵便局 (電話 855-5451)

つくば市役所市民窓口課 (電話 883-1111)



## 2. 住所・本籍の表記方法は

新しい住所は『**新町名**』、『**新地番**』を用いて表します。

### (1) 住所の表し方

(例) 旧住所 つくば市金田2283番地1 (さくらの森A72街区3)

**新住所 つくば市さくらの森29番地3**

### (2) 本籍の表し方

(例) 旧住所 つくば市金田2283番地1

**新住所 つくば市さくらの森29番地3**

### (3) 不動産の所在の表し方

#### ①土地の所在

(例) 旧住所 つくば市金田2283番1

**新住所 つくば市さくらの森29番3**

#### ②建物の所在

(例) 旧住所 つくば市金田2283番地1

**新住所 つくば市さくらの森29番地3**



### 3. 土地の名称と地番変更後の手続きについて

11月23日から、みなさまの住所は「住所の表示変更予定のお知らせ」のとおりに変わります。これに伴い、新しい住所への変更手続きが必要となるものがあります。

#### (1) 市が書き換えるもの

| 市が管理する公簿等                        | 変更欄 | 説明   |
|----------------------------------|-----|--|
| 住民基本台帳、印鑑登録原票、選挙人名簿、国民健康保険資格台帳など | 住所欄 | 市が新しい町名地番に書き換えます。  |
| 戸籍簿、戸籍の附票                        | 本籍欄 | 住民登録住所（又は住所の履歴）と本籍地が同一の場合は、市が新しい町名地番に書き換えます。それ以外はお問い合わせください。 |

#### (2) 法務局が書き換えるもの

| 法務局が管理する公簿等    | 書き換え欄   |
|----------------|---|
| 土地登記簿<br>建物登記簿 | 表題部の所在<br>※町名地番整理によって町名地番が変わったときは、法務局において新しい町名地番に変更されます。<br>ただし、 <b>登記名義人などの住所については、申請するまで変わりません。</b> |



(3) みなさまご自身で住所変更の手続きをするもの

※諸手続きにあたってのご注意

- ①各種の住所変更手続きは、換地の公告の翌日（平成 30 年 11 月 23 日）以降にお願いいたします。
- ②ここに掲載されているものは、一部であり、その他個人的に住所変更を必要とするものについては、お手数でもご自身で手続きされるようお願いいたします。あらかじめ関係各機関に手続きの詳細等についてご確認をお願いいたします。

| (こういうことは)<br>事項                 | (だれが)<br>該当者           | (どこへ)<br>手続き先                         | (いつまでに)<br>手続きの期間 | (なにをもって)<br>提出書類                                    | 摘 要                    |
|---------------------------------|------------------------|---------------------------------------|-------------------|---|------------------------|
| 写真付住民基本台帳<br>カードの住所変更           | 写真付住民基本台帳<br>カードをお持ちの方 | 市役所市民窓口課<br>883-1111<br>又は<br>各窓口センター | 11月23日以降<br>速やかに  | 詳細は9ページへ  | 詳細は9ページへ               |
| マイナンバー通知<br>カードの住所変更            | 通知カードをお持ち<br>の方        |                                       |                   |   |                        |
| マイナンバーカード<br>(個人番号カード)<br>の住所変更 | マイナンバーカード<br>をお持ちの方    |                                       |                   |   |                        |
| 在留カード又は特別<br>永住者証明書の住所<br>変更届   | 外国籍の方                  | 市役所市民窓口課<br>883-1111                  |                   | 在留カード又は特別<br>永住者証明書                                 | 窓口センターでは手<br>続きはできません。 |
| パスポート（旅券）<br>の住所変更              | パスポート（旅券）<br>をお持ちの方    | 手続きの必要はあり<br>ません。                     |                   | そのまま使用できます。パスポート（旅券）<br>の最後のページの住所を任意で訂正してく<br>ださい。 |                        |

| (こういうことは)<br>事項                | (だれが)<br>該当者                              | (どこへ)<br>手続先           | (いつまでに)<br>手続の期間 | (なにをもって)<br>提出書類                         | 摘 要   |
|--------------------------------|---|------------------------|------------------|--|---|
| 原動機付自転車及び小型特殊自動車(125cc以下)の住所変更 | 保険等により、新しい住所が記載された標識交付証明書が必要な方            | 市役所市民税課<br>883-1111    |                  | ①標識交付証明書<br>②変更証明書<br>③印鑑<br>④本人確認書類     | そのまま使用できますが、新住所の記載が必要な場合はお問い合わせください。                  |
| 国民健康保険被保険者証の住所変更届              | 被保険者証をお持ちの方                               | 市役所国民健康保険課<br>883-1111 |                  |  | そのまま使用できますが、新住所の記載が必要な場合はお問い合わせください。                  |
| 後期高齢者医療被保険者証の住所変更              |   | 市役所医療年金課<br>883-1111   |                  |  |   |
| マル福医療福祉費受給者証の住所変更              |   | 受給者証をお持ちの方             |                  |  |   |
| 介護保険被保険者証の住所変更                 | 被保険者証をお持ちの方                               | 市役所介護保険課<br>883-1111   |                  |  |   |
| 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の住所変更 | 左記の手帳をお持ちの方で、本人確認書類等として使用しており、新住所の記載が必要な方 | 市役所障害福祉課<br>883-1111   | 11月23日以降<br>速やかに | ①各手帳<br>②印鑑<br>③手帳をお持ちの方のマイナンバーがわかるもの    | 詳細については障害福祉課へお問い合わせください。<br><b>窓口センターでは手続きはできません。</b> |
| 自立支援医療(精神通院)受給者証の住所変更          | 自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方                    |                        |                  | ①受給者証<br>②印鑑<br>③受給者証をお持ちの方のマイナンバーがわかるもの |   |



| (こういうことは)<br>事項                   | (だれが)<br>該当者              | (どこへ)<br>手続き先                     | (いつまでに)<br>手続きの期間                          | (なにをもって)<br>提出書類                       | 摘 要                                      |
|-----------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|--|--|--|
| 特別児童扶養手当証書の住所変更                   | 特別児童扶養手当の受給資格者（支給停止者を含む）  | 市役所障害福祉課<br>883-1111              | 11月23日以降<br>速やかに                           | ①証書（支給停止者を除く）<br>②印鑑<br>③変更証明書         | 窓口センターでは手続きはできません。                       |
| 児童扶養手当証書の住所変更                     | 左記の証書をお持ちの方               | 市役所こども政策課<br>883-1111             | 手続きの必要はありません。12月初旬に新しい住所の記載された証書を発行し送付します。 |  |  |
| 厚生年金・国民年金受給者の住所変更届                | 厚生年金受給者<br>国民年金受給者        | 土浦年金事務所<br>825-1170               | 手続きの必要はありません。（マイナンバーに基づき年金機構で自動更新されます。）    |  |  |
| 土地・建物等不動産の名義人住所変更登記               | 変更区域内に土地・建物を所有している方       | 水戸地方法務局<br>つくば出張所<br>851-8186     | 期限はありませんが、換地処分に伴う登記閉鎖の解除後早めに               | ①登記申請書<br>②変更証明書<br>③印鑑<br>④その他必要に応じて  | 証明書の提出により登録免許税は原則非課税になります。               |
| 登記簿上抵当権、地上権、賃借権、仮登記など権利者の住所変更登記   | 左記について権利者として登記している方       |                                   |  |  |  |
| 会社などの法人登記及び商業登記の表示変更届・代表者等の住所変更登記 | 変更区域内で左記の登記をしている法人とその代表者等 | 水戸地方法務局<br>法人登記部門<br>029-227-9926 | 本店は実施日から2週間以内<br>支店は実施日から3週間以内             | ①登記申請書<br>②変更証明書<br>③印鑑（法務局に登録をしているもの） |  |
| 法人の所在地変更届                         | 変更区域内に事業所、事務所等設けている法人     | 土浦県税事務所<br>課税第一課<br>822-7212      | 11月23日以降<br>速やかに                           | ①法人等の変更届<br>②変更証明書<br>③代表者の印鑑          | 届出用紙は県税事務所にあります。<br>茨城県のHPからもダウンロード出来ます。 |
|                                   |                           | 市役所市民税課<br>883-1111               | 詳しくはお問い合わせください。                            |  |  |



| (こういうことは)<br>事項              | (だれが)<br>該当者  | (どこへ)<br>手続き先  | (いつまでに)<br>手続きの期間    | (なにをもって)<br>提出書類   | 摘 要   |
|------------------------------|---|--|----------------------|--|---|
| 自動車運転免許証の<br>住所変更            | 自動車運転免許証を<br>お持ちの方  | 茨城県警察運転免許<br>センター<br>029-293-8811<br>つくば中央警察署<br>029-851-0110<br>つくば北警察署<br>029-867-1191 | 11月23日以降<br>速やかに     | ①自動車運転免許証<br>②変更証明書  | 本籍が変更になる場<br>合には、本籍変更手<br>続きが必要になりま<br>す。<br>手続きには、本籍が<br>記載されている住民<br>票の写しが必要で<br>す。 |
| 自動車検査証の住所<br>変更              | 下記の自動車、オー<br>トバイ等の所有者<br>①普通自動車<br>②二輪の小型自動車<br>(126cc以上)<br>③軽二輪車<br>(126cc以上) | 土浦自動車検査登録<br>事務所<br>050-5540-2018  |                      | ①車検証、届出済証<br>(軽二輪車)<br>②変更証明書<br>③印鑑<br>④法人にあっては、<br>登記簿抄本 | 所有者と使用者が異<br>なる場合は、所有者<br>(販売会社等)の委<br>任状が必要です。                                       |
| 軽自動車検査証の住<br>所変更             | 軽自動車をお持ちの<br>方  | 軽自動車検査協会茨<br>城事務所土浦支所<br>050-3816-3106   |                      | ①自動車検査証<br>②変更証明書<br>③印鑑                                   | 詳細は軽自動車協会<br>に必ず確認してくだ<br>さい。   |
| 病院・診療所の住所<br>変更              | 病院・診療所の開設<br>者  | つくば保健所<br>851-9287   | 詳細については直接お問い合わせください。 |  |   |
| 理容・美容所・クリ<br>ーニング所等の住所<br>変更 | 左記の確認書・許可<br>書をお持ちの方  |  |                      |  |   |

| (こういうことは)<br>事項                             | (だれが)<br>該当者 | (どこへ)<br>手続き先                 | (いつまでに)<br>手続きの期間 | (なにをもって)<br>提出書類 | 摘 要                         |
|---|--------------|-------------------------------|-------------------|------------------|-----------------------------|
| 食品衛生法に基づく<br>各種営業許可証の代<br>表者の住所変更・営<br>業所在地 | 左記の許可書をお持ちの方 | つくば保健所<br>851-9287            |                   |                  | 詳細については直接お問い合わせください。        |
| 薬局・医薬品販売業、<br>高度医療器販売業等<br>の住所変更            |              |                               |                   |                  |                             |
| 毒物劇物販売業等の<br>住所変更                           |              |                               |                   |                  |                             |
| アパート等の賃借契<br>約                              |              | 各契約先                          |                   |                  | 詳細については各契約先にお問い合わせください。     |
| 預貯金口座・有価証<br>券                              |              | 各金融機関                         |                   |                  | 詳細については各金融機関にお問い合わせください。    |
| クレジットカード                                    |              | 各クレジット会社                      |                   |                  | 詳細については各クレジット会社にお問い合わせください。 |
| 固定電話・携帯電話・<br>インターネット                       |              | 各契約先                          |                   |                  | 詳細については各契約先にお問い合わせください。     |
| 電気・ガス                                       |              | 各契約先                          |                   |                  | 詳細については各契約先にお問い合わせください。     |
| NHK・ケーブルテ<br>レビ・有料放送                        |              | 各契約先                          |                   |                  | 詳細については各契約先にお問い合わせください。     |
| 勤務先・学校                                      |              | 勤務先・学校                        |                   |                  | 詳細については勤務先・学校にお問い合わせください。   |
| 上水道・下水道                                     |              | つくば市水道お客様<br>センター<br>851-2811 |                   |                  | 住所変更の手続きは必要ありません。           |

#### (4) マイナンバーの通知カード及びマイナンバーカード（個人番号カード）についてのお知らせ

##### ①通知カード及びマイナンバーカード等の住所表記の変更について

通知カード及びマイナンバーカード等の住所変更は月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで市民窓口課及び各窓口センターで受け付けています。（木曜日は市民窓口課のみ午後 8 時まで）

また、以下の日程で土曜日、日曜日も臨時窓口を設けますので、月曜日から金曜日に来庁ができない場合は、臨時窓口をご利用ください。

|     |  |
|-----|--|
| 場 所 | つくば市役所 1 階 休日対応窓口  |
| 日 程 | 平成 30 年 11 月 24 日（土）から 12 月 23 日（日）までの土曜日・日曜日<br>※ 12 月 16 日（日）は、機器メンテナンスのため、マイナンバーカード及び住民基本台帳カードの手続きはできません。 |
| 時 間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで   |

##### ◎住所変更手続きに必要なもの（曜日問わず）◎

|       |   |
|-------|---|
| 必要なもの | ・通知カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付き）のうちお持ちのカード<br>・マイナンバーカードと住民基本台帳カードをお持ちの方は数字 4 ケタのパスワード<br>（※パスワードをお忘れの方は、該当カードの他に本人確認書類をお持ちください。パスワードを再設定した上で、カードの住所変更を行います。） |
|       | ・通知カードをお持ちの方は、該当カードの他に、本人確認書類（運転免許証、旅券、在留カード等 写真付きのもの 1 点、又は、保険証、年金手帳、診察券等の「氏名と住所」、「氏名と生年月日」が確認できるもの 2 点）が必要です。   |

##### ②通知カード及び住民基本台帳カードをお持ちの方でマイナンバーカードの申請を希望される方へ

住所表記の変更前のマイナンバーカード交付申請書（通知カードの下に付随しているもの）を使用することが可能です。マイナンバーカード交付申請書をお持ちでない方で、新たにマイナンバーカードを申請される場合は、市役所又は窓口センターにて、申請書の請求をお願いいたします。

市役所 1 階市民窓口課では、無料で写真撮影し、マイナンバーカードの申請をお手伝いするサービス（申請補助サービス）を平日（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）毎日実施しております。

また、12 月 9 日（日）（午前 9 時から午後 4 時まで）は、休日開庁窓口業務に加え、申請補助サービスも実施します。ぜひご利用ください。

お問合せ先 つくば市市民窓口課 個人番号カード係  
883-1111



## 連絡先一覧

| 名 称               | 住 所  | 備 考           | 電話番号          |
|-------------------|--|---------------|---------------|
| つくば市役所            | つくば市研究学園一丁目 1 番地 1   |               | 029-883-1111  |
| // 谷田部窓口センター      | つくば市谷田部 4711 番地  | 市民ホールやたべ 1 階  | 029-883-1401  |
| // 大穂窓口センター       | つくば市筑穂一丁目 10 番地 4  | 旧大穂庁舎 1 階     | 029-883-1402  |
| // 豊里窓口センター       | つくば市高野 1197 番地 20  | 豊里保健センター内     | 029-883-1403  |
| // 桜窓口センター        | つくば市金田 1658 番地 1<br>(11 月 23 日以降は、『つくば市流星台 61 番地 1』となります。) | 桜歴史民俗資料館内     | 029-883-1404  |
| // 筑波窓口センター       | つくば市北条 5060 番地   | 市民ホールつくばね 1 階 | 029-883-1405  |
| // 荃崎窓口センター       | つくば市小荃 320 番地  | 荃崎保健センター内     | 029-883-1406  |
| つくば市水道お客様センター     | つくば市研究学園一丁目 1 番地 1   |               | 029-851-2811  |
| 土浦年金事務所           | 土浦市下高津二丁目 7 番 29 号   |               | 029-825-1170  |
| 水戸地方法務局つくば出張所     | つくば市吾妻一丁目 12 番地 1  | 筑波地方合同庁舎内     | 029-851-8186  |
| // 法人登記部門         | 水戸市三の丸一丁目 1 番 42 号   | 駿優教育会館 7 階    | 029-227-9926  |
| 土浦県税事務所課税第一課      | 土浦市真鍋五丁目 17 番 26 号   | 土浦合同庁舎第一分庁舎内  | 029-822-7212  |
| 土浦税務署             | 土浦市城北町 4 番 15 号  |               | 029-822-1100  |
| 茨城県警察運転免許センター     | 東茨城郡茨城町長岡 3783 番地 3  |               | 029-293-8811  |
| つくば中央警察署          | つくば市竹園一丁目 1 番  |               | 029-851-0110  |
| 土浦自動車検査登録事務所      | 土浦市卸町二丁目 1 番 3 号   |               | 050-5540-2018 |
| 軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所 | つくば市島名字前野 3915 番地<br>(つくば市諏訪 C23 街区 5)                     |               | 050-3816-3106 |
| つくば保健所            | つくば市松代四丁目 27 番地  |               | 029-851-9287  |



## 4. その他

### (1) 自治会の区域について

自治会は、その地域のみなさまが組織、運営しているもので町の区域は土地の名称と地番の変更によって直接関係するものではありませんので、区域の確認は地域の自治会にご確認願います。

### (2) ごみの収集について

ごみの収集日、集積場所の変更はありません。

### (3) 郵便番号について

新しい郵便番号は右記のとおりです。

| 新名称   | 郵便番号     |
|-------|----------|
| 春風台   | 305-0007 |
| さくらの森 | 305-0019 |
| 流星台   | 305-0008 |

### (4) 投票所について

投票所が変更になる地域があります。

詳しくは選挙の際にお送りする入場整理券でご確認ください。

※平成30年12月に予定されている茨城県議会議員一般選挙は、旧投票区での投票となります。

※栗原交流センターの改修工事のため、平成30年度は「栗原小学校」での投票となります。

| 新名称   | 投票区名 | 投票所        |
|-------|------|------------|
| 春風台   | 桜第14 | 市立栗原交流センター |
| さくらの森 | 桜第16 | 市立桜保健センター  |
| 流星台   | 桜第15 | 妻木研修センター   |

### (5) 学区について

学区は右記のとおりです。

| 新名称   | 小学校   | 中学校  |
|-------|-------|------|
| 春風台   | 栗原小学校 | 桜中学校 |
| さくらの森 | 栄小学校  |      |
| 流星台   | 九重小学校 |      |



— 新町名地番図 —

